



## フレッシュ生衛信州 令和6年10月号

### 11月は「生活衛生同業組合活動推進月間」です

全国生活衛生同業組合中央会、全国生活衛生同業組合連合会及び都道府県生活衛生同業組合では、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体と連携して、生活衛生業の新規営業者の組合加入促進や生衛組合の周知広報、組合活動活性化のための取組を重点的に展開しています。

各組合は、11月を中心に、広報啓発活動や組合加入勧奨活動、衛生管理セミナーなどを実施します。長野県生活衛生営業指導センターでは、広報事業や、新規開業店舗等に対して組合加入を呼びかけるダイレクトメールの送付などを行います。

#### 推進月間の重点活動項目

- ① 衛生基準の遵守に向けた生衛業者による自主点検等の衛生活動の推進
- ② 生衛組合に関する広報・啓発活動の推進
- ③ 生衛業のデジタル化の促進並びに生衛組合を中心とするネットワークの拡充及び活用の促進
- ④ 生衛組合における若手及び後継者等の人材育成並びに若手による組合活動の活性化
- ⑤ 事業者、消費者及び行政等の関係機関による連携・対話の促進

## 11月は「標準営業約款の普及登録促進月間」です

標準営業約款制度（Sマーク）は消費者・利用者を守るために法律で定められた制度です。この制度に基づいて、厚生労働大臣が認可した約款に従って営業している県下の理容店、美容店、クリーニング店、そば店、一般飲食店では、店頭や店内にSマークを掲げており、安心と安全を約束する信頼のできるお店といえます。

（公財）全国生活衛生営業指導センター及び各都道府県的生活衛生営業指導センターでは、11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、厚生労働省の後援、各関係機関等の協力を得ながら、同制度の周知、登録の推進を図っています。未加入店の事業主の方は、ぜひ加入をご検討ください。

Sマークの「S」は3つのSの頭文字です。

**Safety** （安全）

まかせて安心。万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づき、お客様には速やかに円滑な損害賠償が行われます。

**Standard** （安心）

確かな技術。きめ細やかな対応など、お客様に提供するサービスの種別・内容を明確に表示。その実施をお約束します。

**Sanitation** （清潔）

美しく清潔に。厳しい管理基準に従い、営業施設の維持・管理を行いお客様に気持ちのよいサービスをお約束します。



**問い合わせ先** 長野県生活衛生営業指導センター 電話：026-235-3612

## 長野県最低賃金が改正されました

長野県内の事業場で働くすべての労働者と、労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用される「長野県最低賃金」が、令和6年10月1日から時間額998円に改正されました。

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければいけないとされている制度です。この機会に、支払われている賃金の確認をしてみてください。

**問い合わせ先**

長野労働局労働基準部賃金室  
電話：026-223-0555  
最寄りの労働基準監督署



公益財団法人 長野県生活衛生営業指導センター

[一般社団法人 長野県生活衛生同業組合連合会]

〒380-0872 長野市南長野妻科 426-1 長野県建築士会館 3F

電話：026-235-3612 FAX：026-234-0369 E-mail：naganocenter@seiei.or.jp